





令和8年度 村上市企業向け補助金等制度の概要



村上市 地域経済振興課
令和8年5月

目次

	分野	制度等	ページ
<input type="checkbox"/>	創業・販路開拓	創業応援事業、販路開拓きっかけづくり事業	3
<input type="checkbox"/>	新分野、業種・業態変換、生産性向上	村上市物価高騰対策設備投資・IT導入支援補助金	4
<input type="checkbox"/>	脱炭素（省エネ）	省エネ設備導入支援事業など	5
<input type="checkbox"/>	人材確保・定着	人材獲得・定着支援事業	6
<input type="checkbox"/>	人材育成	人材育成サポート事業	6
<input type="checkbox"/>	立地支援	村上市企業設置奨励条例による支援	7
<input type="checkbox"/>	資金調達	村上市制度融資	8


所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限
<p>地域経済振興課 村上市産業支援プログラム事業補助金</p> <p>申請期間： R8.4.1~R9.1.15 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/sangyoshien-program.html</p> 	<p>市内産業の活性化を図るため、市内での創業や既存製品の販路開拓、サービスの需要拡大につながる取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する</p>	<p>創業応援事業 市内に事業所を設置し創業しようとする個人が創業支援機関（商工団体等）の助言・指導を受けて、計画に沿って市内で新たに創業する取組を支援する</p>  <p>販路開拓きっかけづくり事業 中小企業者等が生産物の販路開拓やサービスの需要拡大等の市内経済の活性化につながる取組を、商工団体の助言・指導を受けて、計画に沿って地道に取り組む「新たな取組」を支援する</p> 	<p>1/2または2/3</p> <p>※市内に本店のある業者を利用した場合、補助率を2/3に引上げ</p> <p>1/2または2/3</p> <p>※市内に本店のある業者を利用した場合、補助率を2/3に引上げ</p>	<p>50万円</p> <p>①空き家・空き店舗を使った店舗の活用 上限10万円加算 ②U・I・Jターンによる創業 上限10万円加算</p> <p>30万円</p> <p>①空き家・空き店舗を使った店舗の活用 上限10万円加算 ②U・I・Jターンによる創業 上限10万円加算</p>

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率・補助上限	交付決定方法
<p>地域経済振興課 村上市物価高騰対策設備投資・IT導入支援補助金 申請期間： R8.6.1~R8.6.30 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/setsubi-it.html</p> 	<p>物価高騰の影響を受けている市内の中小企業者等が取り組む、社会経済の変化に対応するための設備投資に対して、予算の範囲内において補助金を交付する</p>	<p>新分野進出 主たる業種または業態を変更することなく、新たな製品(商品)で新たな市場に進出するための取組</p> <p>業種・業態変換 主たる業種を変更、または製品(商品)の提供方法等の業態を変更する取組</p> <p>業務体制改善・生産性向上 新たな技術を搭載した機械設備による業務の効率化や生産性の向上に繋げる取組</p> <p>ITツール導入 新たなITツールを導入し、業務過程や経営課題を解決するための取組</p>	<p>1 / 3 200万円</p>	<p>本補助金は申請受付期間終了後、複数の審査員によって審査され、その結果により交付決定者が決定されます。 審査方法は、市が定める審査項目に基づき審査員により採点され、各審査員の得点の平均点が最終得点となります。 最終得点が50点以上となった申請者を対象に、最終得点の高い順に予算の範囲内で交付決定者を決定します。</p>

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限
地域経済振興課 村上市省エネ設備導入支援補助金 申請期間： R8.4.1~R9.1.15 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/syoene-setsubi.html 	物価高騰及びエネルギー価格高騰の影響により事業者の負担が増していることから、事業者がコスト削減のために実施する省エネ設備導入に対して支援することで、負担軽減およびゼロカーボンシティへの取組を推進する	通常型 市内事業所に設置する一定の省エネ性能（グリーン購入法調達基準、トップランナー基準など）を有するLED照明、エアコン、冷蔵・冷凍庫への更新に要する費用を補助する	1/5	20万円
		診断実施型 省エネ診断等の結果に基づき実施する、省エネ設備への更新に要する費用を補助する	1/2	100万円
地域経済振興課 村上市エネルギーコスト負担軽減支援金 申請期間： R8.4.1~6.30 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/r7-energycostfutankeigen.html 	エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、その負担の一部を軽減することにより、継続的かつ円滑な企業活動を支援する	—	事業収入額に応じて定額	200 - 400万円 : 5千円 400 - 800万円 : 1万円 800 - 1200万円 : 2万円 1200-1600万円 : 3万円 1600-2000万円 : 4万円 2000万円以上 : 5万円

人材確保・定着


企業向け補助金等制度の概要


所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限
地域経済振興課 村上市人材獲得・定着支援事業補助金 申請期間： R8.4.1~R9.1.15 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/jinzai-teityaku.html 	企業が業績の回復から、さらなる成長のために必要な人材の獲得や、現在雇用している従業員の定着を目的とした職場環境の整備を支援する	人材獲得事業 市内の事業所（事務所、店舗、工場等）に常時勤務する従業員を確保（継続した採用活動）するため、求職者に対して企業の魅力を発信する取組を支援する	1/2	10万円 ※「多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」加算 いずれかの事業の上限額を20万円に引き上げ（1回限り）
		職場環境整備事業 市内の事業所（事務所、店舗、工場等）に勤務する従業員の職場定着を図るため、従業員が働きやすい環境を整備する取組を支援する	1/2	10万円 ※「多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」加算 いずれかの事業の上限額を20万円に引き上げ（1回限り）

人材育成

企業向け補助金等制度の概要

所管・補助金名	事業概要	類型	補助率	補助上限
地域経済振興課 村上市産業支援プログラム事業補助金 申請期間： R8.4.1~R9.1.15 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/sangyoshien-program.html	研修機関が実施する人材育成講座への参加、または課題解決のための専門家受入、セミナーの開催に要する経費を補助します	人材育成サポート事業 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/jinzai-support.html 	1/2	①研修会への参加 1事業者につき3名までが対象で、1人当たり上限2万円 ②専門家受入 上限5万円 ③セミナー開催 上限5万円

所管・補助金名	事業概要	類型	適用要件	措置の内容
<p>地域経済振興課 村上市企業設置奨励条例</p> <p>申請期間：随時</p> <p>https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/kigyo-ritchi.html</p> 	<p>産業を振興し、雇用の増大を図るため、市内に工場又は事業所を新設、増設若しくは移設を行う者に対する奨励措置</p> <p>○対象業種： 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究機関、宿泊業、教育・学習支援業、コールセンター</p> <p>○対象要件 投下固定資本総額3,000万円以上、増加常用雇用者数3人以上の双方を満たし、指定企業の認定を受けること</p>	<p>固定資産税の課税免除 企業設置のため取得した土地、家屋および償却資産に対して課する固定資産税について、事業開始の日の属する年度の翌年度以降3年間、または5年間免除する</p>	<p>3年間免除： 投下固定資本総額3,000万円以上、増加常用雇用者数3人以上の双方を満たすこと</p> <p>5年間免除 投下固定資本総額1億円以上、増加常用雇用者数10人以上の双方を満たすこと</p>	<p>固定資産税の課税免除【3年間、または5年間】</p>
		<p>用地取得助成金 事業に利用するために取得した用地で、その取得面積が3,000平方メートル以上かつ増加常用雇用人員10人以上の企業に交付する</p>	<p>固定資産税の課税免除の適用要件を満たした企業のうち、3,000平方メートル以上の用地取得かつ増加常用雇用者10人以上であること</p>	<p>用地取得費の30%以内で助成金を交付【上限5,000万円】</p>
		<p>新規雇用促進奨励金 市内に住所を有する者を常用雇用者として新規雇用し、1年間継続雇用した場合に1人当たり10万円を交付する</p>	<p>固定資産税の課税免除の適用要件を満たした企業が、支援制度の指定申請日から事業開始の日以後1年以内に新たに雇用した市内在住者を1年間継続雇用すること</p>	<p>対象者数×10万円【上限500万円】</p>
		<p>新設企業賃借料補助金 市内に企業を賃貸により新設する事業者に対し、土地及び家屋の賃借料を補助する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市外の事業者が村上市内で新たに事業所などを新設、または起業すること 事業を行う用地や建物を1月あたり10万円以上で賃貸すること 常用雇用者数3人以上であること 	<p>賃貸料の100分の20に相当する額を月額10万円を上限として3年間交付</p>

所管・補助金名	制度名	対象者	資金の使途と貸付限度額	貸付期間	貸付利率 (信用保証の有無、借入期間による)	保証人及び担保	
地域経済振興課 村上市制度 融資 申請期間：随時 https://www.city.urakami.lg.jp/soshiki/128/seido-yushi.html 	村上市中小企業振興資金 特別資金	一般資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所又は事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者 市税の滞納がない者 	運転資金・設備資金 2,500万円以内	10年以内(運転・設備) ※据置1年以内を含む ※一括返済は6ヵ月以内	1.85%～2.45%	取扱金融機関の定めるところによる
		施設整備資金	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者のうち、市内の卸売業、小売業及びサービス業者で6ヶ月以上その事業を営んでいる者 市税の滞納がない者 	店舗及び製造場所の新設、増築及び改築のための設備資金 1,250万円以内	10年以内 ※据置1年以内を含む	1.70%～2.20%	
		設備整備資金	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者で6ヶ月以上その事業を営んでいる者 市税の滞納がない者 	生産等の効率を高める機械又は設備を新設、更新するための設備資金 1,250万円以内	10年以内 ※据置1年以内を含む	1.70%～2.20%	
		経営支援資金	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者で市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者であって、かつ市税の滞納がない者又は市税分納誓約書を提出し、市長及び信用保証協会が認めた者 ① 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた者 ② 取引先の倒産等により、経営の安定に支障をきたしている市内事業者で、その取引額が原則として最近12ヶ月間において20%以上であること ③ 最近3ヵ月間の「売上高」、「売上総利益」、「営業利益」、「売上総利益率」、「営業利益率」のいずれかの平均が、過去3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している者 	運転資金 1,500万円以内 設備資金 1,875万円以内	10年以内(運転・設備) ※据置1年以内を含む ※一括返済は1年以内	1.60%～2.25%	
		創業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、市税の滞納がない者で、次の①～③のいずれかに該当する者。ただし、①②については借入金額の1/2以上の自己資金を有していること〔特定創業支援事業の支援を受けたものについては自己資金要件は不要〕 ① 1ヵ月以内に事業開始の計画を有する者 ② 2ヵ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する計画を有する者 ③ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号から第6号に規定する者で創業後5年を経過していない者(法人成り企業で、個人創業時から5年未満の会社を含む) 	運転資金 600万円以内 設備資金 1,250万円以内 併用限度額 1,250万円以内	7年以内(運転) 10年以内(設備) ※据置1年以内を含む	1.65%～2.45%	